

## 岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市が発注する建設工事において、「週休2日工事（発注者指定型）」を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。ただし、建築工事については「岡山市建築工事における週休2日工事实施要領」によるものとする。

## （定義）

第2条 この要領において「週休2日」とは、対象期間に原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。

2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完成日（後片付け期間は含まない）までとし、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。なお、次の期間は対象期間から除く。

ア 年末年始休暇、夏期休暇

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）

4 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。

5 「工事完成日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完成した日をいう。なお、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。

6 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う場合は、国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。

7 週休2日工事の「通期の週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

8 この要領において「月単位（全ての月を対象）の週休2日の達成」とは、通期の週休2日を達成した工事のうち、対象期間が4週間（28日）以上であり、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後1週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

## （対象工事）

第3条 対象工事は、原則、岡山市が発注する全ての建設工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

（1）災害復旧工事等の緊急を要する工事

（2）設計金額が400万円以下の工事

(3) 単価契約工事

(4) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明書及び特記仕様書に「週休2日工事（発注者指定型）」の対象工事である旨を明記し、「岡山市週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書」を添付するものとする。

(実施方法)

- 第4条 実施に当たっては、別に定める「岡山市週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書」により行うものとする。

(積算方法)

- 第5条 発注時に通期の週休2日工事の補正係数を労務費等、各経費に乗じたうえで許容価格を作成するものとし、週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

- 2 月単位の週休2日の達成をした場合は、精算時に前項の補正係数を月単位の週休2日の達成をした場合の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日の達成をすることができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。ただし、土地改良工事積算基準による工事については、月単位の週休2日の達成をしても変更は行わず、通期の週休2日の達成をすることができなかった場合は補正なしとして変更するものとする。

- 3 前項の補正係数は「岡山市週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書」に定める。

(工事成績評定)

- 第6条 発注者は、対象期間において通期の週休2日の達成をした場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、通期の週休2日の達成をすることができなかった場合においても減点を行わない。

(履行証明書)

- 第7条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日を確保した上で、完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

- 第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に入札公告を行う工事から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和2年4月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（平成31年5月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和2年10月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和3年4月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和2年10月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和4年12月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和3年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和5年4月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和5年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和6年4月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和6年4月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和6年7月1日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事試行要領（令和6年7月1日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、令和7年4月1日以降公告する工事から適用する。